

四万十町条例 18 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成 28 年四万十町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（四万十町固定資産評価審査委員会条例の適用区分）

- 2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、並びに第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定による公示若しくは同法第 419 条第 3 項の規定による公示（同法第 420 条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第 417 条第一項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。